

報告第4号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成21年6月5日提出

天理市長 南 佳 策

専決第6号

専 決 処 分 書

平成21年4月16日午後3時10分頃天理市勾田町232番地1の御経野改良住宅内道路上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成21年5月19日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 83,780円